

[事案 27-306] 契約無効請求

・平成 28 年 10 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除されたが、これを不服として、既払込保険料から支払済みの入院給付金等の金額を差し引いた差額（既払込保険料相当額）の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

総合医療保険（本件契約）への加入時の告知義務違反が、別の契約（申立外契約）の申込手続きにおいて判明し、本件契約を解除されたが、申立外契約の申込手続きにおいて、担当者の不適切な行為があったため、本件契約にかかる既払込保険料相当額の支払いを求める。

<保険会社の主張>

本件契約の告知義務違反と申立外契約の申込手続きとの関連性を見出すことは困難であることから、申立人の主張する申立外契約の申込手続きにおける担当者の不適切な行為を理由とする本件契約の既払込保険料相当額の返金に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会で検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の提示をもって解決した。